

●窓口負担割合の見直し（2割負担の新設）について

令和4年10月1日から一定以上の所得のある方（窓口負担割合3割の方は除く）は医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

新発田市で2割負担の対象となる方は、被保険者全体のうち約16%の方です。（令和3年8月新潟県後期高齢者医療広域連合による試算）

○2割負担となる対象の基準

2割負担に該当するかについては、次の①から②の順で確認します。

①を満たし、かつ、②に該当する場合のみ2割負担となります。

① 住民税課税所得の金額

世帯内の後期高齢者医療の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の方の住民税課税所得(※1)が28万円以上であるかどうか

⇒28万円未満の場合は、1割負担となります。

※1 住民税課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

② 年金収入(※2)とその他の合計所得金額(※3)

年金収入とその他の合計所得金額の合計額が次の金額を超えるかどうか

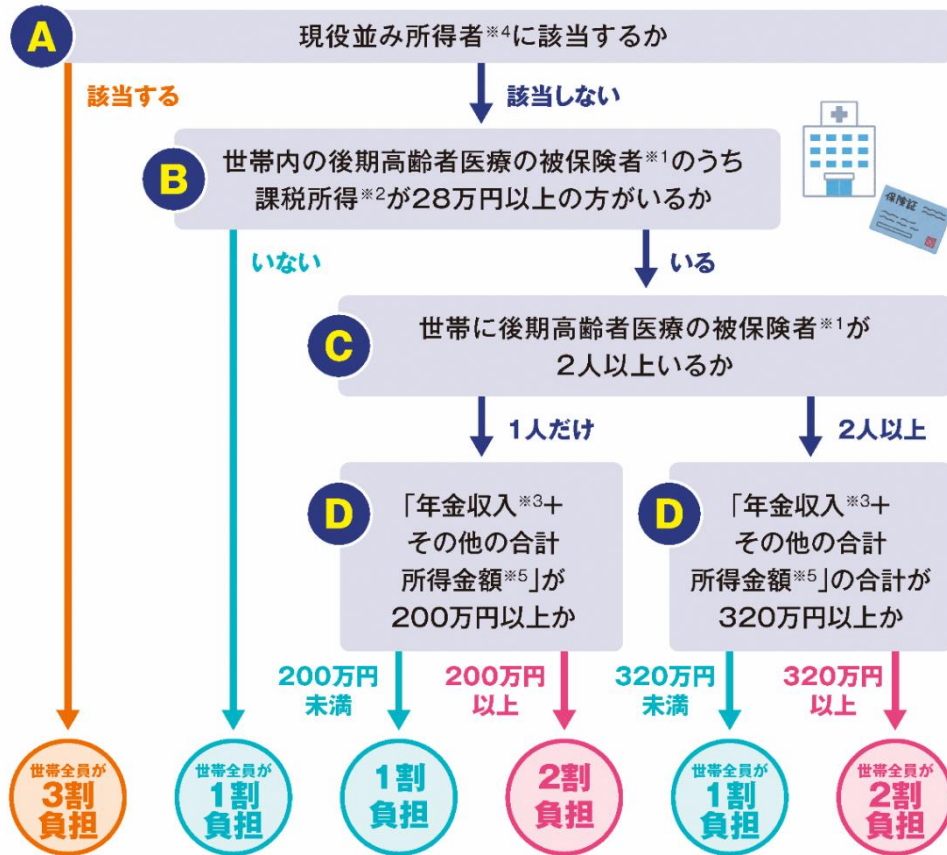
- ・世帯に後期高齢者が1人である場合（単身世帯）：200万円以上
- ・世帯に後期高齢者が2人以上である場合（複数世帯）：320万円以上

※2 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。

※3 その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

○窓口負担割合の判定

75歳以上の方などの後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入、その他の合計所得金額をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 「後期高齢者医療の被保険者」とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

○2割負担の新設に伴う配慮措置について

窓口負担割合が2割となる方には、令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

窓口負担割合の見直しに関する詳しい内容は別添のリーフレットでご確認ください。

<問い合わせ先>

窓口負担割合の見直しの背景等は下記コールセンターにお問い合わせください。

後期高齢者窓口負担割合コールセンター 0120-002-719

(受付時間：月～土曜日 9：00～18：00 ※日曜日・祝日は休業)